

## あいちレポート2025資料作成に係る基礎調査 委託業務仕様書

### 1 業務の名称

本業務の名称は、「あいちレポート2025資料作成に係る基礎調査」とする。

### 2 目的

2020年11月に策定した「あいちビジョン2030」（以下、「ビジョン」という。）では、リニア中央新幹線が全線開業し、日本中央回廊の形成が期待される2040年頃を展望し、2030年度までに重点的に取り組むべき政策の方向性を示している。

ビジョンの推進に当たっては、毎年度、年次レポートを作成し、ビジョンに示されている政策の進捗状況の点検や、社会経済の変化に応じた課題の把握などを行うこととしており、2025年度は「あいちレポート2025」（以下、「レポート」という。）を作成する予定である。

ビジョン策定後、人口減少やデジタル化、多様化、グリーン化など社会経済状況が変化する中、レポートでの分析に活用するため、各種統計データを用い、経済、社会、環境面等、様々な角度から、本県や、名古屋を中心とした概ね80～100km圏（本県全域、岐阜県南部、三重県北部、長野県南部、静岡県西部等を含むエリア。以下、「中京大都市圏」という。）における現状・課題を分析するとともに、東京・大阪の大都市圏との比較などにより、特徴を整理・分析し、今後の対応方向等を明らかにしていく。

### 3 業務内容

#### (1) 本県や中京大都市圏における現状・課題の分析

- 本県や中京大都市圏における人口動向や経済、社会、環境などについて、メッシュデータや各種統計データをもとに、クロス集計などにより現状・経年変化や今後の見込み等を分析して、ビジョン策定後の社会経済状況の変化を踏まえながら、現状・課題を明らかにする。
- 東京・大阪の大都市圏との比較等を踏まえ、中京大都市圏が持つ特徴を明確にする。

#### (2) 本県や東京都、大阪府における他の圏域との結びつきの経年変化と要因の分析

- 本県や東京都、大阪府における他の圏域との社会経済的な結びつきの経年変化とその要因について、各種OD調査等をもとに、人流面、物流面、産業面など多面的

に分析を行う。

(3) 今後の対応方向等の整理

- (1)(2)の分析結果を踏まえながら、ビジョン推進に当たっての今後の対応方向等を検討し、整理する。
- 上記について、専門家の意見をヒアリングする。

(4) その他

- 各種データの比較や分析に当たっては、できる限り、視覚的に分かりやすい図やグラフを作成する。

#### 4 業務のスケジュール

2025年4月下旬	契約・調査開始
2025年9月中旬	中間報告
2026年1月下旬	最終報告提出
2026年3月24日	委託業務完了

#### 5 納入成果品

(1) 進捗状況報告

- 調査の進捗状況について、随時報告する。

(2) 中間報告

- 報告書5部、報告書の電子データを記録したCD-R1枚
- 中間報告書は日本産業規格A4判、簡易製本で可とする。
- 提出については、別途指示する日までとする。
- 中間報告に当たっては、別途指示する日までに報告書の電子データを委託者に提出し、その内容について十分調整すること。

(3) 最終報告

ア 報告書

- 冊子(100頁程度)10部
- 電子データを記録したCD-R等1式

イ 概要版

- 冊子(30頁程度)10部
- 電子データを記録したCD-R等1式

ウ 参考資料(調査過程で収集・作成・整理した図表、グラフ等)

- 冊子5部
- 電子データを記録したCD-R等1式

- ※ 報告書・概要版・参考資料は共に日本産業規格A4判で簡易製本、図面・グラフ等は適宜カラー印刷とする。
- ※ 最終報告に当たっては、別途指示する日までに原稿案を5部委託者に提出し、その内容について十分調整すること。
- ※ 電子データはMicrosoft Word、Excel、PowerPoint等で作成した電子ファイルで委託者が再利用できるもの及びPDFファイルとする。

## 6 納入場所

愛知県政策企画局企画調整部企画課

## 7 委託契約期間

契約の日から2026年3月24日（火）まで

## 8 見積金額

7,500,000円を上限とする（消費税及び地方消費税の額を含む）。

## 9 その他

- (1) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、調査の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、委託者と協議した上で、業務実施に係る業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- (3) 本業務の実施に当たり、委託者から指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (4) 著作権を始め、本業務の成果品における一切の権利は、愛知県に帰属するものとする。
- (5) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (6) 本業務に係る検査等が行われる場合は、協力すること。
- (7) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の許可なく他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して決めるものとする。